

## 別紙7 施設別シート（庄下川東広場）

### 1 施設の情報

名 称	庄下川東広場
設置目的	市民が遊び、憩うことができる場を提供するとともに、緑とオープンスペースの確保を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため
所在地	尼崎市西大物町 12 番 41 号他
面積	敷地面積 2,500 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート、ラーメン構造（柱 10m×10mピッチ）
竣工年月日	平成 10 年 8 月 22 日
施設概要	修景施設一式（植栽、プランター、ベンチ、舗装）電気設備一式（分電盤、照明灯、監視カメラ 3 基、インターホン）、消防設備一式（副受信機）、機械設備一式（自動灌水装置）、階段
その他	

### 2 主な管理の条件及び管理の基準等

指定管理者が行う業務	<p>尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例第 16 条各号に掲げる以下の業務とする。（以下、条例抜粋）</p> <p>(1) 庄下川東広場においてする行為（広場条例第 4 条第 1 項各号及び第 5 条第 4 号に掲げる行為に限る。）、その取消しその他庄下川東広場の利用に関すること。</p> <p>(2) 庄下川東広場においてする行為（広場条例第 4 条第 1 項各号及び第 5 条第 4 号に掲げる行為に限る。）及び庄下川東広場の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。</p> <p>(3) 庄下川東広場及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務</p>
指定管理者に期待する事項	<p>管理業務とは別に（管理業務の実施に当たっては）次の事項を期待する。</p> <p>(1) 利用者が公平かつ平等に利用できるよう十分に配慮するとともに、創意工夫をもって管理運営を行うこと。</p> <p>(2) 庄下川東広場の特徴を十分に理解し、庄下川東広場を常に良好な状態に保つよう、維持管理を行うこと。</p> <p>(3) 中央公園、尼崎城址公園及び庄下川東広場の一体的な活用を行うこと。</p>
開館時間	24 時間

### 3 参考資料等（別添）

- ・庄下川東広場平面図